

○ 秋田県一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和8年1月28日

秋田県秋田発電・工業用水道事務所長 近野 一彦

1 入札に付する事項

- (1) 売扱物品の名称及び数量
秋田工業用水道 不用品売払い 1式
- (2) 売扱物品の仕様等
設計図書による
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで
- (4) 売扱物品の引渡場所
秋田市仁井田字新中島地内
秋田市新屋町字砂奴寄地内

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係がある者に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格等に関する要綱第6条の規定に基づく物品供給業者等登録名簿に登録されていること。
- (5) 古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条の規定による古物営業の許可を受けていること。
- (6) 当該売却契約に係る必要書類等を提出していること。

3 契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付方法

令和8年1月28日（水）午前10時から同年2月16日（月）午後3時までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

4 入札執行の日時及び場所

令和8年2月17日（火）午前10時
秋田市仁井田字新中島770-1
秋田発電・工業用水道事務所 2階 会議室

5 入札保証金

秋田県公営企業財務規程（昭和43年秋田県公営企業管理規程第6号。以下「財務規程」という。）第58条から第61条までに規定するところによる。

6 その他

- (1) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の無効
財務規程第64条に規定するところによる。
- (3) 落札者の決定方法
予定価格以上で、かつ最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。
- (6) その他
詳細は、入札説明書及び仕様書による。